

【2024.2.20 追記 2月29日をもって申込受付を終了します】

本事案に伴う対応につきましては、誠に勝手ながら、2月29日（木）をもって、お申し込み受付を終了いたします。本件に該当される場合は、2月29日（木）までに下記2.のフォームよりご連絡ください。

発給申請時に「原産地証明書に印字される原産品名」が
「判定時の原産品名」となる事象について

2024年2月5日
日本商工会議所

本日、発給システムにおける全協定の発給申請書入力画面において、「原産地証明書に印字される原産品名」の表示内容が、「判定時の原産品名」の内容を引用する事象が発生しました。大変ご不便をおかけし申し訳ございません。

現在、本事象は解消しておりますが、本日15時までに申請された証明書に記載の原産品名が、インボイスの記載内容と相違している可能性があります。

つきましては、本日15時までに申請された証明書につきまして、以下1. および2.の対応を講じますので、ご了承ください。特に、本日15時までの申請のうち、「承認」または「交付済」となっている場合は、証明書に正しい産品名が記載されているか、ご確認ください。

なお、「承認」または「交付済」の証明書を再発給する場合の手数料は無償といたします。

1. ステータスが「発給申請」「手続中」となっていた申請

➡当該申請については、ステータスを「保留」に切り替えます（本日15時36分に対応済みです）。保留となっていることをご確認のうえ、「原産地証明書に印字される原産品名」の内容に誤りがいないかご確認ください、再度、発給申請を行ってください。念のため、本日15時以降に申請された内容もご確認ください。

2. ステータスが「承認」または「交付済」となっていた申請

➡「原産地証明書に印字される原産品名」の内容をご確認いただき、記載が誤っている場合は、こちらのフォームより、日本商工会議所 国際部宛にご連絡ください。当該誤りがあった証明書について、無償で再発給（※）いたします。

※「承認」または「交付済」の申請を再発給する場合は、①元の証明書の記載内容を修正のうえ再発給いただく（当該申請は発給申請画面上で「再」と表示されます）か、②新規でご申請いただくか、いずれかの方法をお取りください。いずれの場合でも、無償で対応いたします。

【お問い合わせ先】日本商工会議所 国際部
[お問い合わせフォーム](#)